

小規模企業者カードローン

カード mini

個人事業主や小規模事業者の方へ

必要な時に
必要な資金を
簡単な手続きで
利用できます!

知ってる人は使ってる

保証限度額

創業後
1年未満の方 **100**万円

創業後
1年以上の方 **300**万円

ご利用は
1企業につき1口

カードローンは、あらかじめ利用可能な金額を枠として定めておき、その枠の範囲内であれば、必要な時に必要な額を反復・継続してご利用いただける制度です。



※詳しくは、裏面をご覧ください。



秋田県信用保証協会

<http://www.cgc-akita.or.jp>



□ 秋田事業部 TEL.018(863)9016 FAX.018(863)9010
□ 大館支所 TEL.0186(49)2281 FAX.0186(49)2280
□ 能代支所 TEL.0185(54)2377 FAX.0185(55)2264

□ 本荘支所 TEL.0184(22)5330 FAX.0184(22)5332
□ 大曲支所 TEL.0187(63)1811 FAX.0187(63)1812
□ 横手湯沢支所 TEL.0182(32)2361 FAX.0182(32)2363

カードmini

事業資金をタイムリーにご利用いただけるカードローンにより、
小規模企業者の皆様の経営の安定と、健全な発展を応援します。

※100億円に達した時点で終了となります。

小規模企業者カードローン当座貸越根保証の概要

資 格 要 件	次のすべての要件に該当する方にご利用いただけます。 創業者枠 ①常時使用する従業員が20名(商業・サービス業は5名)以下であること ②創業計画書(本枠専用様式)の提出ができること ③事業を開始していることを確認できる書類の提出ができること(開業届出、受発注明細等) ④申込金融機関が償還能力ありと認め、今後とも育成支援していきたい先であること ⑤本制度を含め事業者カードローン当座貸越根保証の利用がないこと 一般枠 ①常時使用する従業員が20名(商業・サービス業は5名)以下であること ②同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の決算を行っていること ③最近2年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは債務超過でないこと ④申込金融機関が償還能力ありと認め、今後とも育成支援していきたい先であること ⑤本制度を含む事業者カードローン当座貸越根保証の利用がないこと ※この他、決算内容について当協会が定める基準以上であることを要します。また、審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
保 証 形 式	当座貸越根保証(カードローン型)	
保 証 金 額	創業者枠 50万円～100万円 ※本件を含む保証債務残高が3,000万円以内であることが条件となります 一般枠 50万円～300万円 ※以下の要件に該当することが条件となります ・平均月商の3か月以内 ・本件を含む保証債務残高3,000万円以内	場所や時間に しばられずに 使えるんだって！
保 証 期 間	1年間もしくは2年間 ※更新による継続利用も可能です。	
返 済 方 法	随時弁済・約定弁済	
担 保	無担保	
連帯保証人	必要となる場合がある(ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	
保 証 料 率	0.39% ～ 1.62%	
貸 付 利 率	金融機関所定利率	

※くわしくは、お近くの保証協会窓口またはお取扱い金融機関にお問い合わせください。